

## 港区の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日現在)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 29年度の人件費率
平成 30 年度	人 257,426	千円 138,157,032	千円 9,019,608	千円 19,309,556	% 14.0	% 10.8

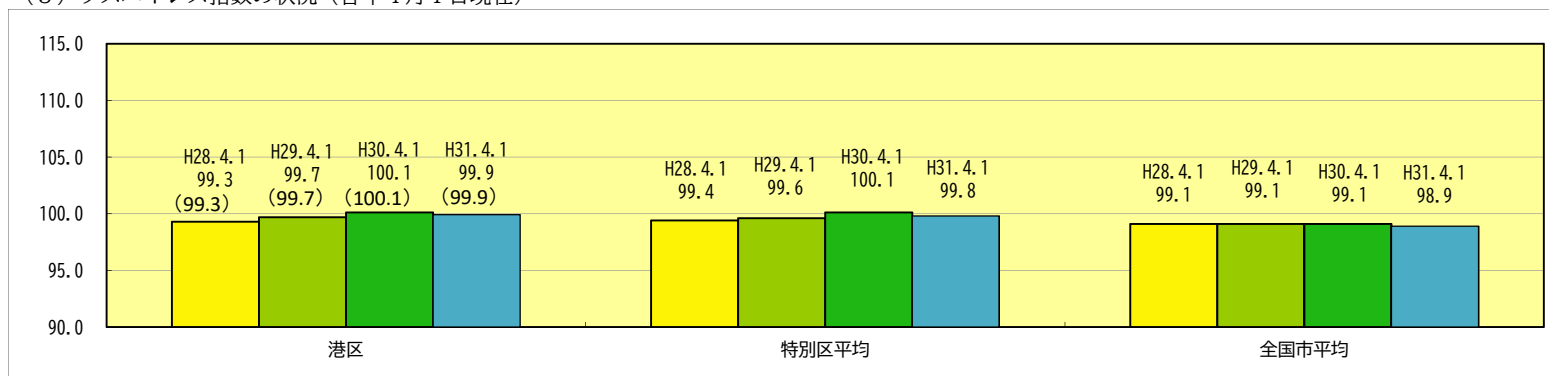
(注) 人件費には、特別職（区長、区議会議員等）に支給される給料、報酬等も含まれています。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人あたりの 給与費 (B/A)	(参考) 特別区平均 1人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
平成 30 年度	人 2,072	千円 7,057,237	千円 2,766,042	千円 3,350,903	千円 13,174,182	千円 6,358	千円 6,830

- (注)
- 職員手当には、退職手当は含まれていません。
  - 職員数は、「地方公務員給与実態調査」による平成30年4月1日現在の普通会計に属する職員の人数です。
  - 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員は含まれていません。
  - 給与費欄については、1,000円未満切り上げのため各項目の合計と計（B）が一致しない場合があります。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注)

1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、  
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	特別区人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)	
令和元年度	円 383,189	円 385,424	円 △2,235 △0.58%	% △0.58	△0.58%

(参考) 国の改定率
0.09%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	特別区人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定月数)	
令和元年度	月分 4.65	月分 4.50	月分 0.15	月分 0.15	月分 4.65

(参考) 国の年間 支給月数
月分 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【実施 未実施】

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

給料表の改定実施時期 平成27年4月1日  
給料月額について、地域手当の支給割合の引上げ分と同率程度引下げ。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準20%に対し、港区においても20%を支給（国は段階的に支給割合を引上げ。）  
（実施時期）平成27年4月1日より実施

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による 支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%
港区の 支給割合	18%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

期末・勤勉手当について、年間の支給月数を0.1月引き上げ、  
引上げ分については勤勉手当に割振り。

(6) 特記事項